

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、熊谷市防犯のまちづくり推進条例（平成18年条例第190号）に基づき、地域（地域防犯カメラを設置しようとする自治会の区域をいう。）の防犯活動を支援し、及び犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、地域防犯カメラ及び地域防犯カメラの設置を示す看板（以下「地域防犯カメラ等」という。）を設置する自治会に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。第16条において「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域防犯カメラ 地域の防犯を目的として公共の場所（道路、公園その他の多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。）を撮影対象に設置する常設の画像記録装置を有する映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる自治会は、次に掲げる全ての要件を備えるものとする。

(1) 地域防犯カメラを設置することについて、自治会の総会、役員会等における議決により地域の合意を得ていること。

(2) 市長が別に定める指針に基づき、地域防犯カメラの設置及び運用に関する規約を策定していること。

(3) 第7条第2項に規定する交付決定を行った日の属する年度の末日までに地域防犯カメラ等の設置工事を完了する見込みがあること。

(4) 次条に規定する費用の全てを自治会において負担していること。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、地域防犯カメラ等の購入及び設置（移設を除く。）（以下「補助対象事業」という。）に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する費用の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一の自治会につき、1年度当たり15万円

を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、市長が別に定める期日までに、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条に規定する費用に要する額を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置予定図
- (3) 自治会規約の写し
- (4) 第3条第1号に規定する合意を得ていることを証する書類
- (5) 第3条第2号に規定する規約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)又は熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした自治会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするときは、当該交付について必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の着手)

第8条 第6条の規定による申請をした自治会は、交付決定を受けた後でなければ、補助対象事業に着手することができない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 交付決定を受けた自治会(以下「交付決定団体」という。)は、補助対象事業の内容を変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、熊谷市地域防犯カメラ等設置事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、熊谷市地域防犯カメラ等設置事業変更(中止)承認通知書(様式第5号)により当該申請をした交付決定団体に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することが

できる。

(完了報告)

第11条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに熊谷市地域防犯カメラ等設置事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 第4条に規定する費用に要した額を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付する補助金の額を確定するとともに、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金確定通知書(様式第7号)により当該報告をした交付決定団体に通知しなければならない。

(補助金の請求等)

第13条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付請求書(様式第8号)に必要な書類を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定取消等通知書(様式第9号)により交付決定団体に通知するものとする。

3 交付決定団体は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第15条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、及び保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、5年間とする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第6条の規定による申請をした自治会に係る第3条から第16条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年1月27日告示(甲)第2号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月30日告示(甲)第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

自治会
名 称
所在地
(代表者)
職・氏名
電話番号

年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
2 交付申請額の算定根拠

内 容	金 額
支 出 合 計	(A) 円

備考 補助金の交付申請額の算定方法

申請額 = 支出合計 (A) × 3 / 4 (100円未満切捨て)

(限度額以上の場合は限度額を、限度額未満の場合は当該額を記載すること。)

- 3 地域防犯カメラ設置計画

設置予定場所	熊谷市
設置予定台数	台

- 4 添付書類

- (1) 地域防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置予定図
- (3) 自治会規約の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置について地域の合意を得ていることを証する書類
- (5) 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規約

文書記号第 号
年 月 日

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました 年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

文書記号第 号
年 月 日

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金不交付決定通知書

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました 年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定事項
補助金については不交付とする。
- 2 理 由

熊谷市地域防犯カメラ等設置事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

自治会
名 称
所在地
(代表者)
職・氏名
電話番号

年 月 日付け文書記号第 号で補助金の交付の決定を受けました
年度熊谷市地域防犯カメラ等設置事業を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。
記

1 変更（中止）する内容

2 変更（中止）する理由

3 変更申請額 円
(交付決定額 円)

文書記号第 号
年 月 日

熊谷市地域防犯カメラ等設置事業変更（中止）承認通知書

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました 年度熊谷市地域防犯カメラ等設置事業の変更（中止）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 内容

2 変更後の交付決定額 円
(変更前の交付決定額 円)

熊谷市地域防犯カメラ等設置事業実績報告書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

自治会
名 称
所在地
(代表者)
職・氏名
電話番号

年 月 日付け文書記号第 号で補助金の交付の決定を受けました
年度熊谷市地域防犯カメラ等設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 地域防犯カメラ設置状況

設 置 場 所	熊谷市
設 置 台 数	台
設 置 年 月 日	年 月 日

- 3 添付書類
 - (1) 地域防犯カメラ等の購入及び設置に要した費用を証する書類
 - (2) 地域防犯カメラ等の配置図

文書記号第 号
年 月 日

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金確定通知書

様

熊谷市長 氏 名

年 月 日付けで実績報告のありました 年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付請求書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

自治会
名 称
所在地
(代表者)
職・氏名
電話番号

㊟

年 月 日付け文書記号第 号で補助金の交付の決定を受けました
年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
2 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号	普通 ・ 当座		
フリガナ			
口座名義			

※ 上記の内容がわかる通帳の写しを添付してください。

文書記号第 号
年 月 日

熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定取消等通知書

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで通知した 年度熊谷市地域防犯カメラ等設置補助金の交付の決定について、下記のとおり取消しを決定したので通知するとともに、既に補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の返還を命じます。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

3 返還命令額等 円

4 返還期限 年 月 日